

浜松市条例第30号

浜松市総合体育館条例及び浜松市都市公園条例の一部を改正する条例

(浜松市総合体育館条例の一部改正)

第1条 浜松市総合体育館条例(平成17年浜松市条例第197号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
別表第2(第8条・第21条関係) 1～5 (略) 6 浜松市雄踏総合体育館 (1)～(3) (略) (4) 駐車場((1)の施設の利用者が利用する場合を除く。) 1回につき 310円 7～11 (略)	別表第2(第8条・第21条関係) 1～5 (略) 6 浜松市雄踏総合体育館 (1)～(3) (略) (4) 駐車場((1)の施設及び <u>浜松市都市公園条例(昭和37年浜松市条例第12号)別表第3の18の(1)から(6)までの都市公園施設</u> の利用者が利用する場合を除く。) 1回につき 310円 7～11 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市都市公園条例の一部改正)

第2条 浜松市都市公園条例(昭和37年浜松市条例第12号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
別表第3(第10条・第29条関係) 1～17 (略) 18 雄踏総合公園 (1)～(6) (略) (7) 駐車場((1)から(6)までの都市公園施設を利用する者が利用する場合を除く。) 1回につき 310円	別表第3(第10条・第29条関係) 1～17 (略) 18 雄踏総合公園 (1)～(6) (略) (7) 駐車場((1)から(6)までの都市公園施設及び <u>浜松市総合体育館条例(平成17年浜松市条例第197号)別表第2の6の(1)の施設</u> を利用する者が利用する場合を除く。) 1回につき 310円

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- 1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の浜松市総合体育館条例別表第2の6の(4)の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に出場する自動車に係る利用料金について適用する。ただし、当該自動車のうち、施行日前における浜松市都市公園条例別表第3の18の(1)から(6)までの都市公園施設の利用のために入場したものに係る利用料金については、同条の規定による改正前の浜松市総合体育館条例別表第2の6の(4)の規定の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の浜松市都市公園条例別表第3の18の(7)の規定は、施行日以後に出場する自動車に係る利用料金について適用する。ただし、当該自動車のうち、施行日前における浜松市総合体育館条例別表第2の6の(1)の施設の利用のために入場したものに係る利用料金については、同条の規定による改正前の浜松市都市公園条例別表第3の18の(7)の規定の例による。

(あらまし)

この条例は、浜松市雄踏総合体育館及び雄踏総合公園の駐車場について、一体的に利用することができるようにするものです。